

お問合せ先のご案内

お問合せ内容	退職組合員	現職組合員
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金等のご請求手続 ○ 契約内容のご変更手続の用紙送付のご依頼 ○ 契約内容のお問合せ 	所属する(所属していた)都道府県警察等 (厚生担当課)の警生協支部担当者	
警生協年金「ゆとり」に関すること	日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 0120-383-616	
上記以外のお問合せ ご意見、ご要望	警生協 共済事業部 相談窓口 0120-983-110 ※ こちらの窓口では、共済金のご請求、変更の手続に関する用紙の送付のご依頼はお受けしておりません。	

● 共済金等のご請求、契約内容のご変更等に関する用紙の送付依頼は、下記までご連絡ください。

■お問合せ先 都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者の連絡先

皇宮警察本部 03-3231-3115(2787) 北海道警察本部 011-251-0110(2830) 函館方面本部 0138-31-0110(2767) 旭川方面本部 0166-35-0110(2764) 釧路方面本部 0154-25-0110(2765) 北見方面本部 0157-24-0110(2765) 東北管区警察局 022-221-7181(2634) 青森県警察本部 017-723-9933直通(2792) 岩手県警察本部 019-653-0110(2825) 宮城県警察本部 022-213-4741直通(2797) 秋田県警察本部 018-863-1111(2786) 山形県警察本部 023-626-0110(2791) 福島県警察本部 024-534-8700直通(701-2823) 警視庁 03-5220-1185直通 (702-68612~4) 関東管区警察局 048-600-6000(2646) 茨城県警察本部 029-301-0110(2792) 栃木県警察本部 028-627-2755直通(2824) 群馬県警察本部 027-243-0110(2807) 埼玉県警察本部 048-824-4682直通(2789) 千葉県警察本部 043-201-0110(2796)	神奈川県警察本部 045-211-1212(2775) 新潟県警察本部 025-285-0110(2793) 山梨県警察本部 055-225-2636直通(6865) 長野県警察本部 026-233-0110(2778) 静岡県警察本部 054-271-0110(2793) 中部管区警察局 052-951-6000(2634) 富山県警察本部 076-441-2211(2779) 石川県警察本部 076-225-0808直通(2793) 福井県警察本部 0776-22-2014直通(2774) 岐阜県警察本部 058-273-7555直通(2782) 愛知県警察本部 052-951-1611(2833) 三重県警察本部 059-222-0110(2768) 近畿管区警察局 06-6944-1234(2643) 滋賀県警察本部 077-510-5335直通(2796) 京都府警察本部 075-451-9111(2786) 大阪府警察本部 06-6949-0557直通(27741・2) 兵庫県警察本部 078-341-7441(2817) 奈良県警察本部 0742-23-0110(2816) 和歌山県警察本部 073-423-0110(2816) 中国管区警察局 082-228-6411(2637) 鳥取県警察本部 0857-23-0110(2764)	島根県警察本部 0852-26-0110(2791) 岡山県警察本部 086-234-0110(708-261) 広島県警察本部 082-228-0110(2813) 山口県警察本部 083-933-0110(2766) 四国管区警察局 087-821-3111(2643) 徳島県警察本部 088-657-5885直通(2774) 香川県警察本部 087-833-0110(2772) 愛媛県警察本部 089-915-0272直通(2821) 高知県警察本部 088-826-0110(2779) 九州管区警察局 092-622-5000(2654) 福岡県警察本部 092-633-6177直通(2775・6) 佐賀県警察本部 0952-40-8625直通(2783) 長崎県警察本部 095-823-6777直通(2785) 熊本県警察本部 096-349-8085直通(2786) 大分県警察本部 097-533-0216直通(2774) 宮崎県警察本部 0985-31-8208直通(2778) 鹿児島県警察本部 099-206-0110(2767) 沖縄県警察本部 098-862-0110(2774) 警察庁 03-3581-0141(2799) 警生協事務局支部 03-5213-8377 直通内線からはカッコ内の番号におかけください。
--	---	--

○ 警察庁(警察大学校、科学警察研究所、警察共済組合本部等を含みます。)を退職された方は、警生協事務局支部へご連絡ください。警生協のホームページも併せてご覧ください。

■ 警生協ホームページ

警生協

検索



警察職員生活協同組合

保存版

平成30年春退職予定の組合員の皆様へ

退職者の保障ガイド

退職時の手続き



警察職員生活協同組合

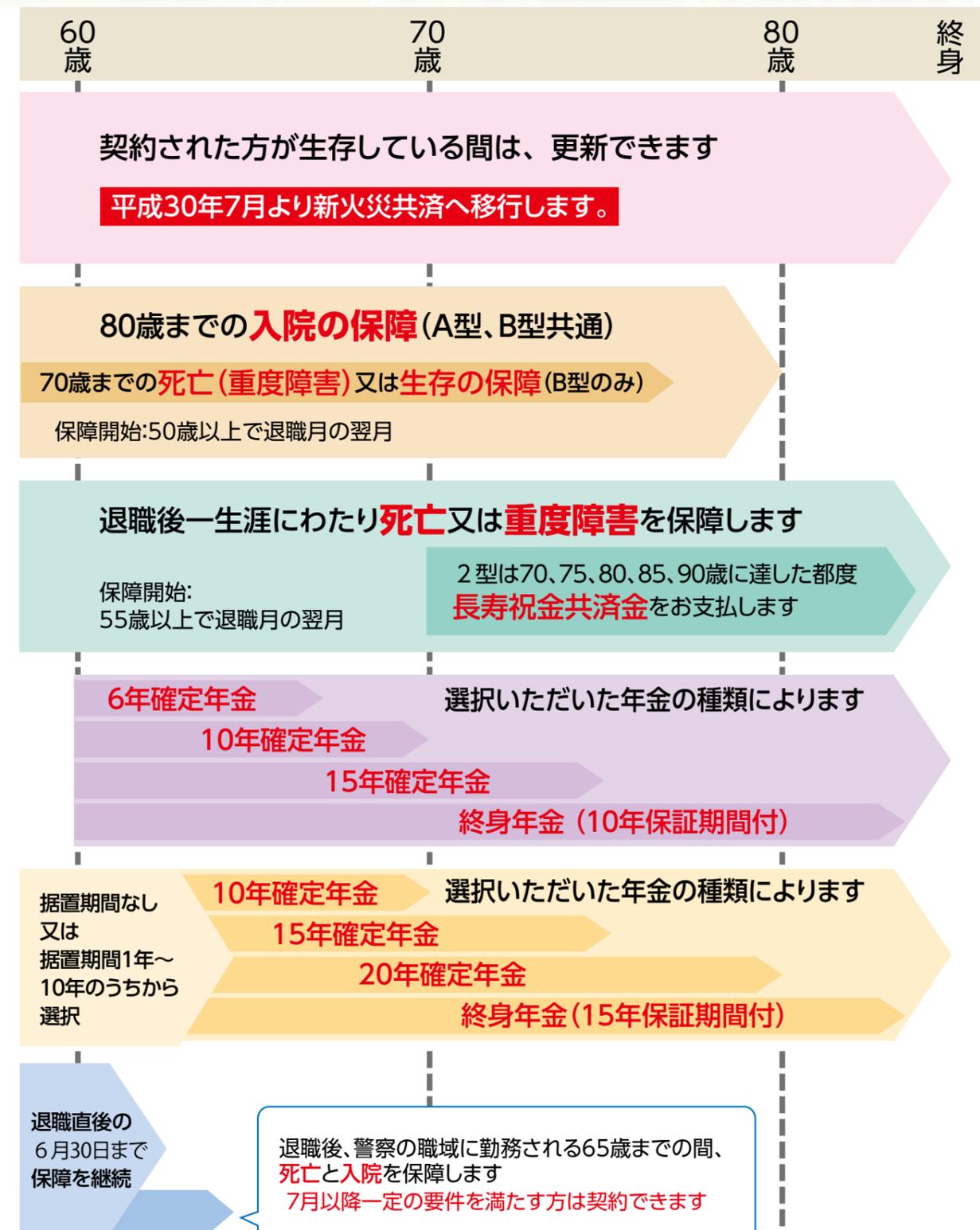
警察職員が自らつくり、育てた警生協、警察職員一人一人が主役です。

退職後の警生協事業

◎ 各共済事業の詳しい保障内容等は、各掲載ページをご覧ください。

	契約が可能な方	保障(補償)内容	掛金
火災・災害共済	退職組合員になられた方	現職中と同内容で補償(地震等災害見舞金付)します	現職中と同額、年額一括払い
新長期生命80	50歳以上でかつ、退職日において契約がある方	入院の保障です(B型は死亡(重度障害)又は生存保障付)	退職時に保障必要原資額が不足する方は、不足額の一括払込みが必要 退職後の掛金は一切不要
終身生命共済	50歳以上でかつ、退職日において契約がある方	死亡(重度障害)の保障です(2型は長寿祝金付)	退職時に保障必要原資額が不足する方は、不足額の一括払込みが必要 退職後の掛金は一切不要
財形年金共済	5年以上積み立て、55歳以上でかつ据置期間が5年以内であり、退職日において契約がある方	60歳から年金の種類に応じた額を年2回(主に4月と10月)お支払します	退職後の掛金は一切不要
警生協年金「ゆとり」	45歳以上でかつ、退職する日に加入している方	主として60歳から年金の種類に応じた額を年2回(1月と7月)お支払します	Aコースは、年金原資額に応じた年金支払。退職金等での積増し可 Bコースは年金原資額が不足する方は、不足額の退職金等による一時払が必要
生命・傷病共済	退職直後の6月までの継続希望契約者	現職中と同内容で保障します	退職月の翌月から6月までの残存掛金の一括払が必要

※ 退職後、再任用職員等として警察の職域に勤務される方は、現職組合員として契約できます。



各共済事業の詳しい保障内容等は、各掲載ページをご覧ください。

記入例
火災・災害共済
新長期生命80
終身生命共済
財形年金共済
警生協年金「ゆとり」
生命・傷病共済
共済金等の請求手続他

- 申込書の記入例**
- 退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書…………… P3
 - 警生協年金「ゆとり」退職時手続申込書…………… P7

- 共済金等の請求手続他**
- マイナンバーの申告が必要となる場合…………… P22
 - 火災・災害共済金、地震等災害見舞金の請求に必要な書類…………… P24
 - 新長期生命80、終身生命、財形年金の請求に必要な書類…………… P25
 - 代理請求制度…………… P27

退職を迎えられる皆様へ

下記の書類で火災・災害共済、生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済及び財形年金共済の5つの事業の退職手続を行います。警生協の事業を利用していない場合でも、出資金を返戻する手続が必要ですので、書類を受け取られた方は必ず提出してください。

なお、生命・傷病共済は退職後の勤務先により継続することができる場合があります。生命・傷病共済の継続を希望した場合、平成30年7月からスタートする新火災共済も併せて退職後の勤務先で手続をすることができます。

記入要領に従って書類を作成してください。

※訂正印は必要ありません。赤字の箇所を記入してください。

1

様式 退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書 (兼財産形成年金貯蓄者の退職等申告書) 記入日 平成 30年 02月 10日

事務局用 警察職員生活協同組合理事長 殿

私は、配布されたパンフレット等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」）の内容を理解し、下記の共済契約の内容が自身のニーズに合致することを確認して申し込みます。また、私は警生協が定める個人情報の取扱いに同意しました。なお、私の配偶者が共済契約の被共済者になる場合、及び「配偶者死亡の場合の受取人」を変更することについて配偶者の同意を得ました。

2 支部 99 組合員番号 1234567 所属 99999 職員番号 12345678

組合員氏名(自署) カタカナ ケイセイ タロウ 生年月日 昭和 32年 08月 01日
漢字 氏 警生 名 太郎

3 連絡先住所(退職後の住所を記入してください)
住所 〒 102-8607 電話番号 03(1234)5678 緊急連絡先 090(5213)8383
東京 千代田区三番町6-80

6 1. 申込事由
該当する番号に○をしてください。
① 退職組合員加入(火災・災害共済加入) ② 退職脱退 ③ その他(再任用・非常勤職員(週25H以上勤務等)、警察関係団体への再就職(安協、防犯協会等))
必ず記入してください。②退職脱退を選択すると組合を脱退することとなり、今後火災共済に加入できません。③を選択した場合は、ア～ウの該当箇所を○をつけてください。
④ 現在、火災共済の契約をしていません。
⑤ 退職後、現在の火災共済契約が満了した後は、更新をしません。
⑥ 勤続年数または共済事業利用年数が要件を満たさないため、退職組合員に加入できません。

4 2. 振込先金融機関(出資金・返戻金等)
銀行等の名称(漢字) 東京 ① 銀行 ② 信用組合 ③ 信用金庫 ④ 農協 ⑤ 本・支店名(漢字) 三番町 ⑥ 本店 ⑦ 支店 ⑧ 出張所
口座番号(右詰め) 1234567 預金種目 普通 口座名義人(カタカナで記入) ケイセイ タロウ

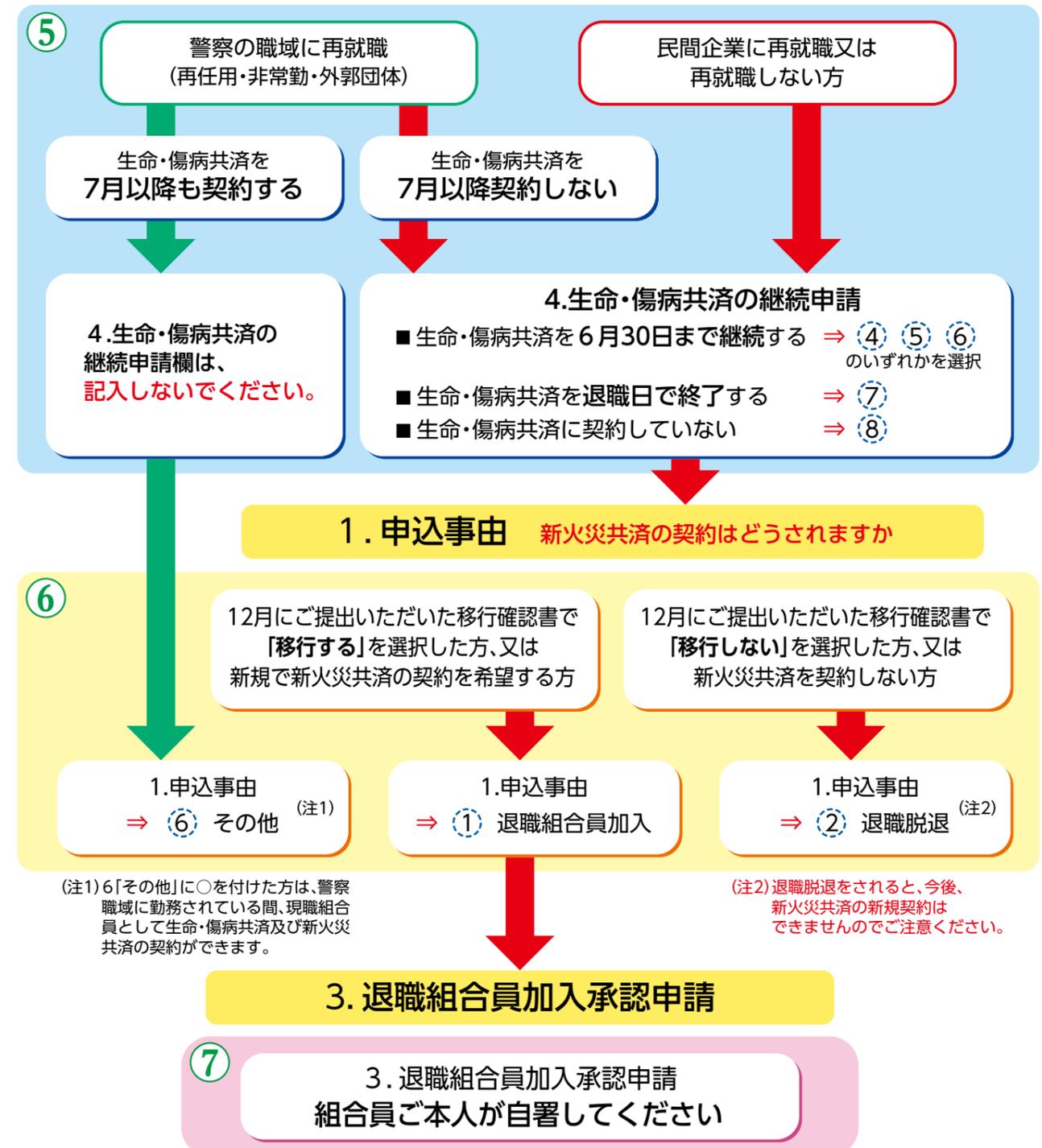
3. 退職組合員加入承認申請(退職組合員加入を希望される方)
火災・災害共済を退職後も契約更新される方は必ず加入してください。
私は、組合の退職組合員取扱規則で定める勤続年数(25年)以上勤務し、かつ退職時に組合の共済の定款第6条第2項に定める組合員になることを申請します。
なお、組合の退職組合員取扱規則に定める取扱いに同意し、出資金として1000円払込みます。氏名 警生 太郎

7 4. 生命・傷病共済の継続申請(該当する番号に○をしてください。)(申込事由「③ その他」以外の方)
① 組合員及び配偶者とも残存共済掛金を納め、契約を当該共済年度末の6月30日まで継続します。
② 配偶者は契約をしていないので組合員のみ残存共済掛金を納め、契約を当該共済年度末の6月30日まで継続します。
③ 配偶者は解約し、組合員のみ残存共済掛金を納め、契約を当該共済年度末の6月30日まで継続します。
④ 契約を継続しません。
⑤ 本年度は契約しておりません。

組合員	残存掛金	払込済月(退職月分まで)	残存掛金の算出(退職した月の翌月以降分)		合計	残存掛金の送金	
			円	円		円	円
生命	3月まで	3	1,340円 × 2	3か月分 = 8,040円	8,040円	平成	年
			1,040円 × 1	3か月分 = 3,120円			
傷病	3月まで	3	1,040円 × 1	3か月分 = 3,120円	3,120円	月	送金しました。送金します。
			1,340円 × 1	3か月分 = 4,020円			
配偶者	3月まで	3	1,040円 × 1	3か月分 = 3,120円	3,120円	支	印
			1,340円 × 1	3か月分 = 4,020円			

- 1 記入した日を書いてください。
- 2 氏名を記入してください。
- 3 4月以降にお住まいの郵便番号・電話番号・住所及び日中連絡のつく電話番号(緊急連絡先)を記入してください。
- 4 振込先金融機関(本人名義)を記入してください。
- 5 ~ 7 チャートに従って記入してください。

4. 生命・傷病共済の継続申請 継続の期間を選択してください



8

5. 新長期生命80保障開始・解約申請 (長期生命共済を契約している方)

申請事由 (該当する番号に○をしてください。)

① 保障開始 下記コース・型・入院日額により共済金の保障を受けたいので申請します。併せて、必要原資額に不足があった場合の不足額の一時払いの申込み、又は、超過があった場合の超過額の返戻を申請します。

② 解約 退職年月日をもって解約をしたいので申請します。併せて、解約返戻金の返戻を申請します。

ご希望のコース・型に○をしてください。

(A型)	本人コース	⇒	5000	7000	10000				
(B型)	本人・配偶者コース	⇒	5000	5000	7000	10000	5000	7000	10000

本人・配偶者コースに変更する場合は、下記を記入してください。

配偶者氏名	カタカナ	ケイセイ	ハナコ	生年月日	昭和	33	年	10	月	05	日
	漢字	警生	花子		平成						

受取人の指定または変更する場合は、下記を記入してください。

組合員死亡の場合の受取人	カタカナ	ケイセイ	ハナコ	続柄コード	1	配偶者死亡の場合の受取人	カタカナ	ケイセイ	タロウ	続柄コード	0
	漢字	警生	花子				漢字	警生	太郎		

10

11

13

14

6. 終身生命共済保障(据置)開始・解約申請 (終身生命共済を契約している方)

申請事由 (該当する番号に○をしてください。)

① 保障(据置)開始 下記コース・型・口数により共済金の保障(据置)を受けたいので申請します。併せて、必要原資額に不足があった場合の不足額の一時払いの申込み、又は、超過があった場合の超過額の返戻を申請します。

② 解約 解約したいので申請します。併せて、解約返戻金の返戻を申請します。

ご希望のコース・型に○をしてください。

(1型)	本人コース	⇒	①	③	⑤	
(2型)	本人・配偶者コース	⇒	1-1	3-3	5-3	5-5

本人・配偶者コースに変更する場合は、下記を記入してください。

配偶者氏名	カタカナ	ケイセイ	ハナコ	生年月日	昭和	33	年	10	月	05	日
	漢字	警生	花子		平成						

受取人の指定または変更する場合は、下記を記入してください。

組合員死亡の場合の受取人	カタカナ	ケイセイ	ハナコ	続柄コード	1	配偶者死亡の場合の受取人	カタカナ	ケイセイ	タロウ	続柄コード	0
	漢字	警生	花子				漢字	警生	太郎		

警生協ホームページ <http://www.keiseikyo.or.jp>

申告書の押印欄に3枚とも押印ください。

7. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告 (財産年金受給を予定されている方)

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書

支部コード 99 税務署長殿 平成30年2月10日

ふりがな けいせい たろう 警生太郎 (個人番号) (生年月日) 昭和32年8月1日

氏名 警生太郎

住所 〒102-8607 東京都千代田区三番町6-80

退職、転任その他の理由により、租税特別措置法施行令第2条の32第2項に規定する不適格事由に該当することとなったので、この旨を申告します。

種別	生命共済の共済掛金	確認申告書の提出年月日	平成99年99月99日
積立期間の末日	平成99年99月99日	年金支払開始日	平成99年99月99日
不適格事由該当年月日	平成99年99月99日	不適格事由の内容	退職

勤務先 所在地 受入機関の受取日付印

貸金の支払者 所在地 法人番号

受入機関の営業所 所在地 東京都千代田区三番町6番8 法人番号

職員番号 1 2 3 4 5 6 7 8 組合員番号 1 2 3 4 5 6 7

事務局長 担当

事務局長 担当

支部受付印

事務局受付番号

事務局受付印

(H28. 06)

8

5. 新長期生命80保障開始・解約申請 積立中のご契約をどうされますか

保障を開始する ⇒ ① 保障開始
コース・型・入院日額を選択 → 後日過不足額のお知らせが届きます。不足の場合は一括してお振込みください。

解約を希望する ⇒ ② 解約 → 2.振込先金融機関欄に記入した口座へ返金いたします。

9

下記の方は告知が必要です
 ・本人コースから本人・配偶者コースに変更する方
 ・生命・傷病共済未契約で、新長期生命80の入院日額を増額する方
 ・生命・傷病共済は契約しているが、新長期生命80の入院日額を10,000円を増額する方

10

本人・配偶者コースに申し込まれた方
 配偶者の氏名・生年月日・配偶者死亡の場合の受取人欄を記入してください。

11

6. 終身生命共済保障(据置)開始・解約申請 積立中のご契約をどうされますか

保障を開始する ⇒ ① 保障開始
コース・型・契約口数を選択 → 後日過不足額のお知らせが届きます。不足の場合は一括してお振込みください。

解約を希望する ⇒ ② 解約 → 2.振込先金融機関欄に記入した口座へ返金いたします。

12

下記の方は告知が必要です
 本人コースから本人・配偶者コースに変更する方

13

本人・配偶者コースに申し込まれた方
 配偶者の氏名・生年月日・配偶者死亡の場合の受取人欄を記入してください。

14

7. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告

氏名(漢字)、郵便番号、住所を記入し、押印してください。

*既に受給されている方、財産年金請求書を提出済みの方も、必ず記入・押印してください。

平成30年7月より、新火災共済がスタートします。

平成29年度に火災・災害共済契約がある方全員に対して、平成29年12月から平成30年1月末までの間に「移行確認書」のご提出をお願いしております。

ここでは、「移行確認書」をご提出いただいた後の手続についてご案内いたします。

退職時の手続等

移行確認書はどちらを選択しましたか？

「移行する」(契約する)

4月中旬に預金口座振替依頼書が届きます。同封の返信用封筒でご提出ください。

新火災共済の申込手続の必要はありません。

契約内容に変更したい箇所がある場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へご連絡ください。

「移行しない」(契約しない)

新火災共済の手続はありません。



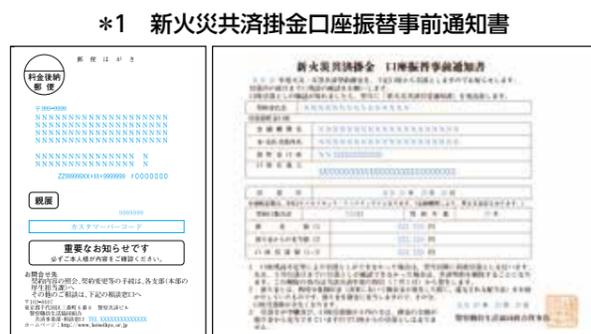
今後、新火災共済の契約はできません。

現在火災・災害共済に未契約で新火災共済へ新規申込みを希望する方や、新火災共済の借家人賠償責任特約の申込みを希望する方は、P3の記入例 **1.申込事由の1か6**を選択し、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へご連絡ください。申込書を送付いたします。

今後のスケジュール

- 平成30年4月中旬 ご自宅へ預金口座振替依頼書が届きます。新火災共済の掛金の振替口座を記入し同封の返信用封筒でご提出ください。
- 平成30年5月21日(月) 預金口座振替依頼書の警生協(私書箱)への必着日です。
- 平成30年7月中旬 「新火災共済掛金 口座振替事前通知書」*1を送付します。
- 平成30年7月23日(月) 口座振替日
銀行の届出印鑑相違等不備があると、再度預金口座振替依頼書の提出が必要となります。その場合、口座振替が8月以降となります。
- 平成30年8月中旬 「新火災共済引受通知書」*2を送付します。

*2 新火災共済引受通知書



退職組合員制度

退職組合員制度は、平成18年7月1日に厚生労働大臣の許可を得て創設されました。これにより、警察職域を退職後も、次の条件の下に警生協の退職組合員となり、引き続き新火災共済をご利用いただけます。

退職組合員になるには、下記①～③の全ての条件を満たしていることが必要です。

- ① 警察職域に25年以上の期間勤務していたこと。
- ② 退職時において、警生協のいずれかの共済事業を継続して5年以上利用していること。
(警生協年金「ゆとり」は共済事業に含まれません。)
- ③ 退職時に、退職組合員の加入申請を行うこと。(退職後の加入申請はできません。)

退職組合員になられた場合

1 出資金(100円)をお預かりします。

退職組合員になるための出資金(100円)は、退職により現職組合員を脱退する時にお返りする出資金の中からお預かりしますので、改めてお支払いただく必要はありません。

2 利用分量割戻金をお支払します。

毎年度の決算で、剰余金が生じた場合は、利用分量割戻金(配当金)をお支払します。

3 退職組合員預り金

出資金の残額、脱退者給付金及び利用分量割戻金については、「退職組合員預り金」として警生協でお預かりし、次回以降の新火災共済契約時の掛金の一部に充当します。
この扱いによって、更新時の掛金負担が少なくなります。
なお、退職組合員預り金の中途引出しはできません。

退職組合員の脱退

退職組合員となられた後に現行の火災・災害共済契約を全て解約すると、組合を脱退することになります。7月1日からスタートする新火災共済契約を含めて再度契約することはできません。

なお、退職組合員を脱退するときには、出資金の100円と「退職組合員預り金」をお返します。

補償の範囲

共済金名等	共済事故	共済金等の額	共済金等の支払限度額
火災共済金	共済期間中に ・火災、落雷、破裂、爆発 ・航空機からの物体の落下 ・車両の衝突による損害(当て逃げ) ・上層階に居住する他人の住宅からの水漏れ(注1) 等により生じた損害を、 契約金額を上限 に右欄の共済金をお支払します。	支払額 = 損害額(注2) (契約金額が限度)	○建物 契約口数 × 50万円 (最高80口 4,000万円) ○動産 契約口数 × 50万円 (最高40口 2,000万円)
災害共済金	共済期間中に ・台風、暴風雨、旋風、突風 ・豪雨、洪水、長雨 ・降雪、降ひょう ・土砂崩れ、地滑り、地割れ、断層 ・凍結による給水設備の破裂 ・高潮、高波 等の風水害等により生じた損害を、 損害額を限度 に右欄の共済金をお支払します。(注3)	○建物や動産(家財)の 80%以上 の損害のとき 支払額 = 1口当たり 10万円 ○建物や動産(家財)の 1/2以上 の損害のとき (床上120cm以上の浸水を含みます) 支払額 = 1口当たり 3万円 ○建物や動産(家財)の 1/3以上 の損害のとき (床上30cm以上の浸水を含みます) 支払額 = 1口当たり 18,000円 ○建物や動産(家財)の 1/3未満 の損害のとき (床上30cm未満の浸水を含みます(注4)) 支払額 = 1口当たり 6,000円	○建物 契約口数 × 10万円 (最高80口 800万円) ○動産 契約口数 × 10万円 (最高40口 400万円)
地震等災害見舞金	地震(津波も含みます。)、噴火による損害を、 損害額を限度 に右欄の金額をお支払します。(注5・6)	上記の災害共済金の額と同じ	上記の災害共済金の額と同じ
臨時費用	共済金(又は地震等災害見舞金)が100万円を超える場合は、共済金(又は地震等災害見舞金)のほかに、移転費用、仮住まいの家賃、近隣者への謝礼その他当座の生活費として、支払共済金の10%の額をお支払します。		1回の事故につき上限 火災共済 200万円 災害共済、地震等災害見舞金 120万円

注1 上層階に居住する者から損害賠償がなされた場合は、損害額から賠償額を差し引いた金額が支払の上限となります。なお、マンション上層階からの水漏れで部屋や家財が水浸しになる等の被害を受けたときは補償されますが、自身の水漏れにより階下へ被害を及ぼしたときは、補償しません。
 注2 損害額とは、修復又は修繕が可能などときには、その修復又は修繕に必要な金額をいい、修復又は修繕が不可能などときには、再取得価額をいいます。
 注3 建物外部に損傷がない「雨漏り損害」や、開けっ放しの窓や戸からの雨風の「吹き込み」損害は補償しません。
 注4 床下浸水により損害を被った場合は、「1口当たり6,000円×契約口数」又は損害額のいずれか少ない額をお支払します。ただし、床下浸水により建物内に流入した泥の撤去、清掃、消毒等の費用は、建物(本体)に損傷がない場合は補償しません。
 注5 地震等を原因とする火災(類焼を含みます。)は、火災共済金の対象ではなく、地震等の災害として、地震等災害見舞金をお支払します。
 注6 地震等を原因とする急激かつ突発的な地盤沈下による建物(基礎を含む)被害は対象となります。地盤改良工事による損害などは支払対象外です。

地震等災害見舞金で給付できる支払総額等

地震等災害見舞金は、警生協の地震等災害見舞金給付規則上、大震災等により見舞金の給付総額が**100億円**を超える場合には、見舞金を削減させていただく場合があります。

【主な支払実績：阪神・淡路大震災約17億円、東日本大震災約37億円、熊本地震約14億円】

契約期間と掛金

- 1 契約期間は1年間(7月1日から翌年6月30日)です。
- 2 平成30年7月1日より運用開始となる新火災共済の共済掛金については、別途ご案内します。退職後の共済掛金は、すべて口座振替による年一括払です。

契約の承継

共済契約者が死亡された場合で、その共済契約者の配偶者又は共済契約者と同一生計の2親等以内の親族が建物や動産を相続し、そのまま契約物件に居住する場合には、所定の手続きをとることでその契約の残りの期間に限り契約を引き継ぐことができます。ただし、翌年度の契約更新はできません。

なお、平成30年7月1日以降に共済契約者が死亡された場合は、新火災共済の契約を翌年度も継続できる場合があります。詳しくは新火災共済のパンフレットをご覧ください。

【配偶者が退職組合員の加入資格を有する場合の取扱い】

契約を承継した配偶者が**元警察職員**で、職域の退職時に退職組合員の資格を有していた場合(P10退職組合員制度①②を参照)は、新たに退職組合員となり、火災・災害共済の契約者となることができます。新火災共済においても同様です。

詳しくは、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にお問い合わせください。

30日以上継続して空家又は無人にする場合の取扱い

共済契約者は、下表の「組合の定めるやむを得ない事由」のいずれかに該当し、居住できなくなった建物及び当該建物に収容されている動産を、引き続き共済の目的物として共済契約の継続を申請する際には、被共済者又はその親族等が当該建物の維持管理を行う旨を約した申立書を組合に提出する必要があります。なお、空家の期間が1年を超えた場合は解約となります。

組合の定めるやむを得ない事由	組合が別に定める期間
長期にわたる旅行・ロングステイ、入院、介護施設等への入所等	空家となる日から1年間
建物を新築(購入)又は増改築し、共済契約を新たに申込む予定であった場合の長期にわたる旅行・ロングステイ、入院、介護施設等への入所等	共済契約を締結した日から1年間

新火災共済について

平成30年7月より、新火災共済の運用がスタートします。
 新しい火災共済は、地震補償を共済化し、災害の補償を現行より3.5倍アップしたほか、盗難や物置・車庫等の補償を自動付帯するなど、補償を充実しました。
 また、建物の構造別掛金の導入や再取得価額(建物・動産)の上限引上げと選択幅の拡大、借家人賠償責任特約の新設等様々なニーズに対応できるよう改正しました。
 現在、火災・災害共済契約のある方には12月から移行手続きをお願いしており、平成30年7月より新しい契約へ移行していただきます。
 新たに建物を取得される方や他の火災保険(共済)に契約中でローンの完済に合わせて見直しを検討中の方は、是非新火災共済のご利用をお願いいたします。

詳しくは新火災共済新制度のご案内(平成29年10月配布のパンフレット)もしくは、ホームページをご覧ください

退職時の手続等

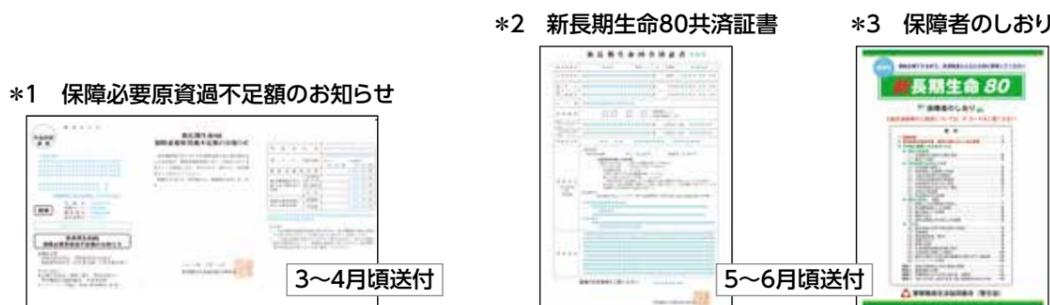
1 退職時に、「退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書」の「5.新長期生命80保障開始・解約申請」欄に必要事項をご記入の上、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に提出してください。

保障開始を申し込まれた方には、「保障必要原資過不足額のお知らせ」*1を送付しますので、退職時に不足額を払い込んでください。不足額が払い込まれましたら、「新長期生命80共済証書」*2と「保障者のしおり」*3を送付します。超過額がある場合は、お返しします。

なお、不足額の払込み前に共済金の請求があった場合は、警生協事務局にて払込みの確認ができ次第お支払します。

2 60歳到達以後の最初の3月末日に退職することなく、引き続き職域に勤務する場合でも、定年退職の場合と同様に上記1の手続が必要となります。

3 50歳未満で退職される方又は保障を希望されない方は、解約の手続をしてください。積立金残高をお返しします。



保障内容

共済金等名		支払事由等	共済金等の額
保障期間(退職後)	A型 B型共通の保障内容 80歳まで(注4)	入院共済金 共済契約者が80歳になった日の直後の契約応当日(注1)の前日までに被共済者が 病気で5日以上 又は ケガで1日以上 (注2) 継続して入院したとき。	入院初日から1日につき、 ご契約の入院共済金日額 5,000円、7,000円 又は 10,000円 をお支払します。 入院共済金は、病気又はケガそれぞれ 1回の入院では120日分まで、 通算では1,095日分までを限度とします。
	死亡給付金	共済契約者が80歳契約満了以前に 死亡したとき。	被共済者の死亡時点における 入院保障部分の積立金残高を返金します。
	B型のみ 70歳まで(注4) 70歳のみ(注4)	死亡共済金 ・ 重度障害共済金(注3) 共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日の前日までに、被共済者が死亡 又は重度障害の状態になったとき。	100万円 をお支払します。 重度障害共済金を支払われた場合は、 B型からA型に変更して契約を 継続することができます。
生存共済金(注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日に被共済者が生存しているとき。	100万円 をお支払します。 本人・配偶者コースをご契約の場合は、 配偶者分として同額をお支払します。	

注1 契約応当日とは、保障を開始した日(退職した月の翌月1日)に対応する月日です。
例 平成30年3月末日に60歳で定年退職した方は、平成30年4月1日が保障開始日となり、70歳契約応当日は平成40年4月1日、80歳契約応当日は平成50年4月1日となります。

注2 最初の入院は「支払事由等」欄に記載の入院日数が必要となりますが、最初の入院の退院日の翌日から180日以内の再入院は、病気の種類に関係なく1回の入院とみなし、**1日以上入院でも初回入院日数と合わせて120日を限度に入院共済金をお支払します。**なお、**再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなく、それぞれで行います。**

また、保障期間中に入院し、**保障期間満了後も継続して入院している場合には、満了後の退院日までの入院日数分を保障期間中の入院日数と通算して120日分を限度にお支払します。**

注3 死亡共済金(重度障害共済金を含みます)・生存共済金は、お一人につきいずれか一方のみを1回限りお支払します。

注4 共済金を受け取ることができる年齢と保障期間の**基準となる年齢は、配偶者についても、共済契約者本人の年齢が基準**となります。本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を継続された場合も、契約者が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。

保障開始に必要な原資(掛金)額

A型 80歳までの入院保障に必要な原資(掛金)額

~60歳の退職後から80歳までの入院保障の掛金は月額換算で約2,300円!!
(本人コース入院日額5,000円の場合)~

(単位:円)

コース	入院共済金日額		A型 保障必要原資額(保障開始時の年齢)										
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
本人	5,000円		547,700	555,200	562,700	570,100	577,400	584,600	589,200	593,800	598,300	602,700	607,100
	7,000円		766,700	777,300	787,800	798,100	808,300	818,400	824,900	831,300	837,600	843,800	849,900
	10,000円		1,095,300	1,110,400	1,125,400	1,140,200	1,154,800	1,169,200	1,178,400	1,187,500	1,196,500	1,205,400	1,214,200
本人・配偶者	5,000円	5,000円	1,012,900	1,028,900	1,044,800	1,058,100	1,071,100	1,084,000	1,094,200	1,104,300	1,112,500	1,120,600	1,128,600
	7,000円	5,000円	1,231,900	1,251,000	1,269,900	1,286,100	1,302,000	1,317,800	1,329,900	1,341,800	1,351,800	1,361,700	1,371,400
	7,000円	7,000円	1,417,900	1,440,500	1,462,800	1,481,200	1,499,500	1,517,500	1,531,900	1,546,100	1,557,500	1,568,800	1,579,900
	10,000円	5,000円	1,560,500	1,584,100	1,607,500	1,628,200	1,648,500	1,668,600	1,683,400	1,698,000	1,710,700	1,723,300	1,735,700
	10,000円	7,000円	1,746,500	1,773,600	1,800,400	1,823,300	1,846,000	1,868,300	1,885,400	1,902,300	1,916,400	1,930,400	1,944,200
	10,000円	10,000円	2,025,600	2,057,800	2,089,700	2,116,100	2,142,200	2,168,000	2,188,400	2,208,600	2,225,000	2,241,100	2,257,100

B型 A型の保障に加え、70歳までの死亡保障・生存保障に必要な原資(掛金)額

~100万円は必ず戻ってくる! 本人・配偶者コースは200万円~

(単位:円)

コース	入院共済金日額		B型 保障必要原資額(保障開始時の年齢)										
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
本人	5,000円		1,457,600	1,457,200	1,456,900	1,456,500	1,456,200	1,455,900	1,453,000	1,450,200	1,447,300	1,444,500	1,441,600
	7,000円		1,676,600	1,679,300	1,681,900	1,684,600	1,687,200	1,689,800	1,688,700	1,687,700	1,686,600	1,685,500	1,684,400
	10,000円		2,005,200	2,012,400	2,019,600	2,026,600	2,033,600	2,040,500	2,042,300	2,043,900	2,045,600	2,047,200	2,048,700
本人・配偶者	5,000円	5,000円	2,827,700	2,827,200	2,826,800	2,823,900	2,821,000	2,818,200	2,812,900	2,807,600	2,800,500	2,793,600	2,786,500
	7,000円	5,000円	3,046,700	3,049,300	3,051,800	3,052,000	3,052,000	3,052,100	3,048,600	3,045,100	3,039,800	3,034,600	3,029,300
	7,000円	7,000円	3,232,700	3,238,800	3,244,700	3,247,200	3,249,500	3,251,900	3,250,600	3,249,400	3,245,500	3,241,700	3,237,900
	10,000円	5,000円	3,375,300	3,382,400	3,389,500	3,394,000	3,398,400	3,402,800	3,402,200	3,401,300	3,398,800	3,396,300	3,393,600
	10,000円	7,000円	3,561,300	3,571,900	3,582,400	3,589,200	3,595,900	3,602,600	3,604,200	3,605,600	3,604,500	3,603,400	3,602,200
	10,000円	10,000円	3,840,400	3,856,100	3,871,700	3,881,900	3,892,200	3,902,200	3,907,200	3,911,900	3,913,100	3,914,100	3,915,100

※ 保障必要原資額は予定利率1.2%で計算したもので、今後の金利情勢により将来変更することがあります。

解約

保障期間中は、お申出によりいつでも解約することができます。その場合、「解約時までの保障に要した共済経費を差し引いた残額(保障原資残高)に、それまでに積み立てた積立割戻金を加えた額」をお支払します。なお、解約後は、再度契約することはできません。本人・配偶者コースを選択されている方が、**保障期間中に配偶者分のみを解約することは、離婚の場合以外できません。**

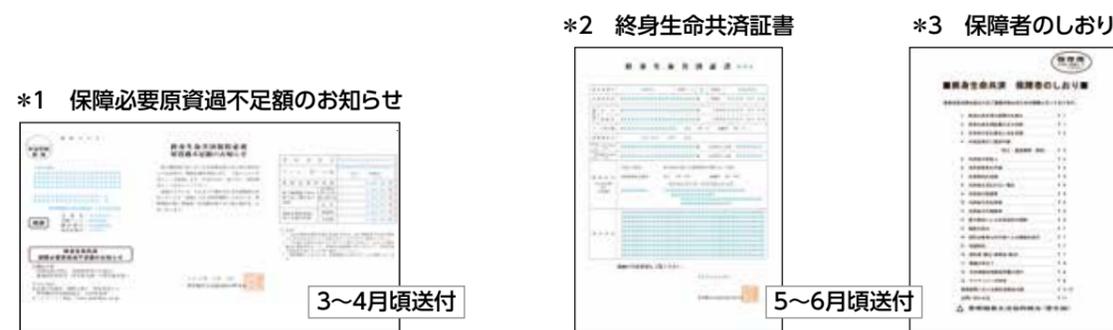
契約者死亡の場合の配偶者継続

本人・配偶者コースの契約者本人が死亡された場合、配偶者に係る分の契約は継続されますが、その場合でも配偶者の保障期間は、契約者本人の年齢が基準となります。なお、解約を希望する場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へお申出ください。

夫婦共に組合員の方が退職する場合や50歳以上で退職した元組合員を配偶者とする場合、本人・配偶者コースへの変更はできません。ただし、平成22年3月30日までに退職された元組合員を配偶者とする場合は契約できます。

退職時の手続等

- 退職時に、「退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書」の「6.終身生命共済保障(据置)開始・解約申請」欄に必要事項をご記入の上、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に提出してください。
保障開始を申し込まれた方には、「保障必要原資不足額のお知らせ」*1を送付しますので、退職時に不足額を払い込んでください。不足額が払い込まれましたら「終身生命共済証書」*2及び「保障者のしおり」*3を送付します。超過額がある場合はお返します。
なお、不足額の払込み前に共済金の請求があった場合は、警生協事務局にて払込みの確認ができ次第お支払します。
- 60歳到達以後の最初の3月末日に退職することなく、引き続き職域に勤務する場合でも、定年退職の場合と同様に上記1の手続が必要となります。
- 50歳以上55歳未満で退職される方は、保障の据置きとなりますので「据置開始のお知らせ」を送付し、55歳になられたときに改めて「終身生命共済証書」を送付します。
- 50歳未満で退職される方又は保障を希望されない方は、解約の手続をしてください。



保障内容

共済金等名		支払事由等	共済金等の額
保障期間(退職後)	1型・2型共通	死亡共済金・ 重度障害共済金	被共済者が死亡又は重度障害の状態になったとき。 1口につき 100万円 (最高5口 500万円)をお支払します。
	2型のみ	長寿祝金共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●共済契約者に係る長寿祝金共済金 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度 口数に関係なく、それぞれの生存時に 70歳 20万円 75歳 20万円 80歳 30万円 85歳 30万円 90歳 50万円 をお支払します。 ●配偶者に係る長寿祝金共済金 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度に配偶者が生存している場合 <p>※本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を継続された場合も、本人が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。</p> <p>本人・配偶者コースをご契約の場合は配偶者分として同額をお支払します。</p>

※ 重度障害共済金をお支払した場合は、共済契約は消滅します。
※ 本人・配偶者コースの配偶者の長寿祝金共済金は、**配偶者の年齢に関係なく**、契約者がそれぞれの支払事由となる年齢に達したときに本人分と同額をお支払します。

保障期間

- 55歳以上で退職される方は、退職した月(60歳到達以後の最初の3月末日に退職することなく、引き続き職域に勤務する場合は当該3月末日)の翌月1日から終身保障します。
- 50歳以上55歳未満で退職される方は、55歳になった月の翌月1日から終身保障します。

保障開始に必要な原資(掛金)額

保障必要原資額とは、保障開始に必要な掛金額のことです。保障開始日における年齢・型・コース別の保障必要原資額は、下表のとおりです。

在職中に積み立てた共済掛金積立金と積立割戻金の合計額がこの表の金額に満たない場合には、その不足額を一括で払い込んでください。

(単位:円)

コース	口数		保障必要原資額(保障開始時の年齢)					
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳
本人	1型	A 1口	880,800	876,600	872,400	868,200	864,000	859,800
		B 3口	2,642,400	2,629,800	2,617,200	2,604,600	2,592,000	2,579,400
		C 5口	4,404,000	4,383,000	4,362,000	4,341,000	4,320,000	4,299,000
	2型	D 1口	1,526,700	1,513,100	1,499,900	1,487,200	1,474,900	1,463,000
		E 3口	3,288,300	3,266,300	3,244,700	3,223,600	3,202,900	3,182,600
		F 5口	5,049,900	5,019,500	4,989,500	4,960,000	4,930,900	4,902,200
本人・配偶者	1型	G 1口 1口	1,720,800	1,712,300	1,703,800	1,695,300	1,686,800	1,678,400
		H 3口 3口	5,162,400	5,136,900	5,111,400	5,085,900	5,060,400	5,035,200
		I 5口 3口	6,924,000	6,890,100	6,856,200	6,822,300	6,788,400	6,754,800
	2型	J 5口 5口	8,604,000	8,561,500	8,519,000	8,476,500	8,434,000	8,392,000
		K 1口 1口	3,353,400	3,325,600	3,298,400	3,272,000	3,246,200	3,221,100
		L 3口 3口	6,795,000	6,750,200	6,706,000	6,662,600	6,619,800	6,577,900
M 5口 3口	8,556,600	8,503,400	8,450,800	8,399,000	8,347,800	8,297,500		
N 5口 5口	10,236,600	10,174,800	10,113,600	10,053,200	9,993,400	9,934,700		

※ 予定利率0.7%で計算したもので、今後の金利情勢によっては、保障必要原資額が引き上げられる場合があります。

解約

据置期間中又は保障期間中は、お申出によりいつでも解約することができます。その場合、据置期間中の方には、「据置中の共済掛金積立金に積立割戻金を加えた額」を、保障期間中の方には、「解約時までの保障に要した共済経費を差し引いた残額(保障原資残高)に、それまでに積み立てた積立割戻金を加えた額」をそれぞれお支払します。

なお、解約後は、再度契約することはできません。本人・配偶者コースを選択されている方が、**据置期間中及び保障期間中に配偶者分のみの契約を解約することは、離婚の場合以外できません。**

契約者死亡の場合の配偶者継続

本人・配偶者コースの契約者本人が死亡された場合、配偶者に係る分の契約は継続されますが、その場合でも配偶者の保障期間は、契約者本人の年齢が基準になります。なお、解約を希望する場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へお申出ください。

夫婦共に組合員の方が退職する場合や50歳以上で退職した元組合員を配偶者とする場合、本人・配偶者コースへの変更はできません。ただし、平成22年3月30日までに退職された元組合員を配偶者とする場合は契約できます。

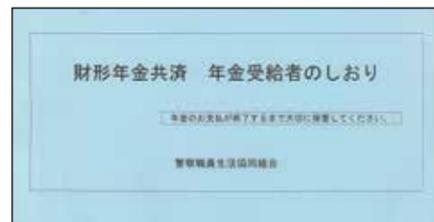
退職時の手続等

- 1 退職時に「退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書(兼財産形成年金貯蓄者の退職等申告書)」を、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に提出してください。
- 2 年金支払開始日の5か月前に「財形年金支払開始通知書」と「財形年金請求書」を警生協から送付いたしますので、「財形年金請求書」に必要事項を記載の上、年金支払開始日の3か月前までに都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に提出してください。ご利用に支障がなければ受取口座を「ゆうちょ銀行」にご指定ください。
- 3 「財形年金証書」*1及び「年金受給者のしおり」*2は、第1回年金の支払と同時期に送付します。ただし、第1回年金の支払日が4～6月の方は7月下旬に送付します。
- 4 「財形年金送金通知書」*3は、年金支払の都度送付します。

*1 財形年金証書



*2 年金受給者のしおり



*3 財形年金送金通知書



年金の種類

確定年金	6年	12回支払
	10年	20回支払
	15年	30回支払
終身年金	10年保証期間付	20回支払保証付

「財形年金支払開始通知書」で最終的に年金の種類を確認してください。

「財形年金支払開始通知書」に記載されている年金の種類とお手元にある「共済契約引受通知書兼更新通知書兼現状通知書」の年金の種類とを照合確認してください。

万一相違する場合は、速やかに、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にお申出ください。

年金の支払

- 1 年金は、年金支払開始日以降6か月ごとにお支払します。終身年金は、生存している間、年金をお支払します。
- 2 年金は、満60歳に達した直後の契約応当日(年金受給開始日)から、年2回お支払します。4月30日が、契約応当日の場合の支払日は、4月30日と10月31日になります。
- 3 年金受給中に死亡されたときは、確定年金については残った支払回数分、終身年金については10年保証期間内に限り、その残った支払回数分のそれぞれ未払年金の現価(残った支払期間分から予定利率により算出した利息を割り引いた年金の原資のことです。)をお支払しますので、速やかに、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へご連絡ください。
- 4 10年保証終身年金を選択された方が10年保証期間経過後に死亡され、その連絡が遅れた場合は、死亡後も年金が支払われてしまい、後日死亡後の年金額を返還していただくこととなりますので、10年保証終身年金を選択された方ご注意ください。

積増年金(年金額の上乗せ)

年金支払開始後に契約者割戻金(予定利率を超えて運用された場合にその超えた運用益を年金者に割り戻す、いわば配当金のことです。)があった場合は、年金額に上乗せしてお支払します。

上乗せ年金支払制度

年金の支払開始後に、契約者又は配偶者が重度障害になり、多額の費用を相当期間必要とするようになった場合は、契約者の申出により、残りの年金支払期間を短縮し、短縮期間の年金原資を上乗せして1回当たりの年金支払額を増額することができます。

この申出は、1回に限られ、かつ、次の要件を全て満たしている場合に行うことができます。

- 1 確定年金10年若しくは15年の期間内の契約者又は終身年金で10年間の支払保証期間内の契約者であること。
- 2 上乗せ年金の支払回数は、2回以上で、上乗せ年金の支払期間は、上乗せ年金の支払前の年金支払期間と合わせて5年以上となること。

解約

年金支払開始後の解約はできません。

非課税

財形年金には税金がかかりませんので、公的年金や他の私的年金のような確定申告をする必要はありません。

注意事項

- 1 在職中に60歳になられた方は、原則として既に年金受給者になっています。
「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」以外の必要手続きは済んでいるはずですが、あなたの誕生日や契約応当日によっては、手続きが進行中の場合もありますので、念のため確認してください。
- 2 59歳以下で退職される方も前記「退職時の手続等」に従って手続をしてください。
- 3 「財形年金支払開始通知書」は、退職時に都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者を經由して通知しますが、以後は警生協事務局から直接、登録住所に通知します。
- 4 住所変更をした場合は、変更の都度、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ速やかに、お知らせください。
住所変更届その他の用紙は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ請求してください。
- 5 「財形年金証書」及び「年金受給者のしおり」をお渡します。留意事項を記載してありますので、お支払が終了するまで大切に保管してください。

退職時の手続等

1 警生協年金「ゆとり」に加入されている方は、退職時に「警生協年金「ゆとり」退職時手続申込書」を都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に提出してください。

- 年金の種類と据置期間を選択してください。
Aコースにご加入で、掛金払込期間が10年以上ある場合、年金を選んでいただけます。早期退職等で、払込期間が10年未満の場合は、一時金での給付となります。A・B両コースにご加入の場合の据置期間は両コース同一です。
- 退職時の一時払掛金の払込みを希望される方は、一時払掛金の額及び所要事項を記入してください。
一時払掛金の額は、各コースごとに50万円から1,000万円まで10万円単位で申し込むことができます。
一時払掛金は、退職手当が支給された後、警生協事務局の「ゆとり」専用口座にお振込みください。
- 受取口座は、必ず本人名義の銀行等の口座を記入してください。

2 退職時一時払掛金を払い込まれた方には、「ゆとり退職時一時払掛金受領書」を警生協から送付しますので、その内容をご確認ください。不明な点がある場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にご連絡ください。

ゆとり退職時一時払掛金受領書

3 据置後に年金の受取をすることを選択した方には、日本生命保険相互会社から「年金受給待期者証」と「年金受給待期者のしおり」が届く住所宛てに届きます。このしおりには、「拠出型企業年金保険年金受給待期者 氏名・住所・繰延期間変更届」等が同封され、各種の手続方法が記載されていますので、内容などを確認の上、大切に保管しておいてください。

据置する場合



据置せずに受給する場合



警生協年金「ゆとり」の内容

据置期間		1年から10年までを1年単位で選択	※ 据置きせずに受け取ることもできます。
死亡時の保障	一時金支払	一時金として積立金合計額	
	遺族引継	希望すれば引継可能	※ 遺族の方も確定年金として受け取れます。
解約及び解約手数料		全部解約のみ可能(解約手数料は、不要です。)	
据置期間、年金種類の変更		据置期間内のみ可能	
年金種類		10年、15年、20年確定年金 終身年金(15年保証期間付き)	
受取額	基本年金	据置満了時の積立金を年金で保証期間完了まで受取	※ 確定年金は残りの期間中の年金が受け取れます。 ※ 終身年金は、保証期間の残りの期間分の年金が受け取れます。 ※ 遺族の方も確定年金として受け取れます。
	増加年金	年金支払開始後に生じた配当金を年金として上乗せ	
受取回数、時期		年2回(1月・7月)	
死亡時の保障	一時金支払	一時金(未払年金の原資)	
	遺族引継	希望すれば引継可能	
解約及び解約手数料		各コースとも全部解約のみ可能(解約手数料は、不要です。)	
税金		一時金支払の場合 一時所得(確定申告が必要です。) ただし、終身年金の一時金は雑所得、死亡時の一時金は相続税の対象となります。	※ 税の対象となる額は、年金額のうち利息相当部分のみです。その額は、毎年、日本生命から年金支払時に送付する「企業年金保険お支払通知書」でお知らせします。
年金の場合		雑所得(確定申告が必要です。)	

年金支給開始時期

45歳以上で退職し、据置期間を置かない方は退職日直後の、据置期間を置いた方は据置期間が終了した日の直後の1月4日又は7月1日(その日が日本生命保険相互会社の営業日でない場合は、直後の営業日)から支給されます。
AコースとBコースの両コースに加入している方の据置期間は、両コースとも同じでなければなりません。したがって、両コースの年金支給開始時期も同じになります。
据置期間中は、『年金受給待期中』となり、年金原資に利息が付きます。据置期間は長ければ長いほど年金額は多くなりますので、ご自分の“暮らし”の計画に合わせて選択されることをお勧めします。

年金の支払

据置期間が満了する日の2か月前までに、日本生命保険相互会社から「拠出型企業年金保険繰越・据置満了のご案内」が送付されます。それには、年金の種類、据置期間、年金の振込口座等の変更について記載されており、据置期間満了後は、年金の種類等を変更することはできませんので、記載内容をよくご確認ください。
また、年金の種類等の変更を希望される場合は、速やかに、日本生命保険相互会社にご連絡ください。



警生協年金「ゆとり」についてのお問合せ先
日本生命保険相互会社 企業保険サービス課
0120-383-616

退職時の手続等

1 退職直後の6月30日まで保障を継続したい方は、残存掛金(退職月の翌月から最初の6月までの掛金)を払い込めば、保障を継続することができます。

その場合は、「退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書」の「4. 生命・傷病共済の継続申請」欄の④⑤⑥のいずれかに○をしてください。

3月末日に60歳で定年退職した組合員の残存掛金額(4月～6月の3か月分)

	1口	2口	3口	4口	5口	6口
生命共済	4,020円	8,040円	12,060円	16,080円	20,100円	24,120円
傷病共済	一律 3,120円					
合計	7,140円	11,160円	15,180円	19,200円	23,220円	27,240円

注 退職時に契約口数を変更することはできません。

2 退職後、警察庁(附属機関及び地方機関を含む)又は都道府県警察に勤務される方で、4月1日に66歳未満の次の職員は、現職組合員として7月1日から生命・傷病共済を契約できます。

ただし、平成30年4月1日現在で60歳以上の方は、2口(1,000万円)までの契約となります。

- (1) 再任用職員
- (2) 以下の要件をいずれも満たす非常勤職員
 - ・継続して1年以上勤務することが見込まれること
 - ・勤務時間が1週間につきおおむね25時間以上であること

※ 警生協が指定する警察関係団体等の常勤の職員等となられる方も現職組合員として生命・傷病共済を契約できる場合がありますので、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にお尋ねください。

退職後、現職組合員として保障を継続したい方は、「退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書」の「1. 申込事由」欄の「⑥その他」に○をしてください。「4. 生命・傷病共済の継続申請」欄の記入は不要です。

保障内容

死亡、入院等の支払事由が生じた場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に共済金をご請求ください。

	共済金名	支払事由	共済金額
生命共済	死亡共済金	共済期間中に被共済者が死亡したとき。	契約口数1口に対し、500万円(最高6口3,000万円)をお支払します。
傷病共済	入院共済金	共済期間中に被共済者が病気で1回につき継続して3日以上又はケガ(注)で1日以上入院をしたとき。	入院初日から、1日につき8,000円をお支払します。ただし、一共済期間につき180日を限度とします。

注 ケガとは、急激で偶発的な外来の事故により身体に受けた損傷をいいます。

マイナンバーの申告が必要となる場合

平成28年1月1日から、共済金等の受取額が100万円を超える場合、警生協が作成し税務署に提出する「支払調書」(法定調書)に、「契約者及び受取人のマイナンバー(個人番号)」の記載が必要となり、「マイナンバー申告書」の提出をお願いしております。

1 申告が必要となる共済金等

次の共済金等の一つの受取額が100万円を超える場合は、マイナンバーの申告が必要となります。

共済区分	共済金等	備考
生命共済	死亡共済金	
新長期生命80	死亡給付金	
	死亡共済金	
新長期生命80 終身生命共済	生存共済金	本人・配偶者コースを選択され、配偶者分と合わせて200万円を受け取られる場合のみ必要となります。
	死亡共済金	契約口数が3口(300万円)又は5口(500万円)の被共済者が死亡した場合のみ必要となります。
終身生命共済	死亡共済金	
新長期生命80 終身生命共済	解約返戻金	
財形年金共済	未払年金	
警生協年金「ゆとり」	確定年金、終身年金	年間の受給額が20万円を超える場合に必要となります。
	遺族年金	年間の受給額にかかわらず必要となります。
	一時金(死亡、解約)	
新長期生命80 終身生命共済	保障開始手続時の清算金	新長期生命80及び終身生命共済の保障開始手続時点における掛金積立額が、保障開始に必要な掛金積立額(保障必要原資額)を超過する場合にお返しする金額をいい、その額が100万円を超える場合に必要となります。

2 申告が必要となる方

契約者のマイナンバーが必要となります。ただし、共済金等の受取人が契約者以外の場合は、契約者に加えて、受取人のマイナンバーも必要となります。

なお、警生協年金「ゆとり」については、警生協の理事長が加入組合員を代表して、生命保険会社各社との間で、「拠出型企業年金保険」契約を結んで運営していることから、マイナンバーの申告が必要となるのは受取人のみとなります。

3 申告手続の流れ

マイナンバーの申告が必要な場合は、警生協からご案内します。共済金等の請求時又は支払金額の確定後に「マイナンバー申告書」用紙及び専用の返信用封筒を警生協から送付しますので、マイナンバーの確認書類となる「通知カード」若しくは「個人番号カード」のコピー又は「住民票(個人番号付き)」(コピーでも可)を貼付又は添付し、専用の返信用封筒に封入して、直接、警生協事務局に返送していただきます。

なお、警生協年金「ゆとり」については、日本生命保険相互会社が窓口となります。

重要 マイナンバーの申告が必要です!

退職手続で下記に該当された方は、マイナンバーの申告書をご提出いただけます。申告書が届きましたら、速やかにご提出をお願いいたします。

- 1 新長期生命80、終身生命共済 ⇒ 解約、保障開始手続により清算金が100万円を超える方
- 2 警生協年金「ゆとり」 ⇒ ①脱退一時金の受取額が100万円を超える方
②年金年額が20万円を超える予定の方

請求手続の流れ

Step 1 支払事由の発生



できるだけ早く 警生協支部担当者(裏表紙を参照)にご連絡ください。



Step 2 必要書類の送付



支部から請求書等の手続書類一式を送付します。



Step 3 必要書類のご返送



請求書類に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、警生協支部に送付してください。



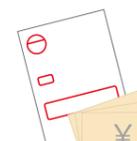
Step 4 手続書類の確認



ご提出いただいた手続書類に不備がないか確認の上、手続を進めさせていただきます。



Step 5 共済金等のお受取



手続が完了し、支払が決定しましたら、共済金等を速やかにお支払します。また、「送金通知書」を送付しますので、内容をご確認ください。

火災・災害共済金、地震等災害見舞金のご請求について

- 火災や風水害、地震等によって建物や動産が損害を受けた場合
連絡が遅れますと、時間の経過とともに損害との因果関係が不明瞭となり、共済金をお支払できない場合があります。
- 損害の発生原因や被害状況を確認いたします。被害箇所、被害物、建物全景、表札等の写真は必ず撮影してください。
損害の原因と損害状況の調査のため、損害鑑定人等による立会を行う場合がありますのでご了承ください。

新長期生命80のご請求について

- 入院共済金等のご請求
契約者本人(契約者の方が死亡されている場合は指定受取人、ご請求の意思表示が困難である場合は代理請求人)が入院共済金等をご請求ください。
- 死亡共済金等のご請求
死亡共済金等の受取人がご請求ください。

ご請求手続に必要な書類について

- ご請求の内容によって必要な書類が異なりますので、次ページ以降をご覧ください。詳しくは、警生協支部担当者にお問合せください。(請求用紙は支部に用意してあります。)
必要書類をご確認の上、速やかにご提出をお願いします。

お支払できない場合について

共済金をお支払できない場合は、その理由とともにご連絡いたします。

火災・災害共済金、地震等災害見舞金の請求に必要な書類

損害が発生しましたら、できるだけ早くご連絡ください。

ご連絡が遅れますと、罹災と損害との因果関係が不明瞭となり、共済金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。

共済金の請求には、次の書類が必要となります。都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に連絡し、以下の請求に必要な書類を警生協支部に送付してください。

- 1 火災・災害共済金請求書又は地震等災害見舞金請求書
- 2 建物及び動産の損害復旧見積書等(動産の場合は修理の見積書)
 - 建物 … 損害箇所を復旧するために要する費用(罹災箇所以外の修理費用は除きます。)の見積書です。
 - 動産 … 修理が原則です。電気製品の損害は、同製品のメーカーのサービスセンター等に依頼して、**損害の原因を記載した**見積書を提出してください。**修理不能の場合は、その理由等も見積書に記載**するようサービスセンター等に依頼してください。
なお、**修理不能により新たに製品を購入する場合には、事前に**、警生協支部担当者にご連絡ください。水濡れなどの場合は、クリーニングが原則となります。
- 3 動産損害内訳書
- 4 損害との因果関係を証明する資料(被害の状況を証明する資料)
 - 写真 … ①片付け前、又は修理前の被害にあった状況がはっきりと判る写真^注
②表札が入った玄関部等の写真
③家屋全体の写真
注 落雷で電気製品が被害にあった場合は、焼け焦げたコードやショートした基盤の痕が判る写真
 - 現場の見取図 … **損害の箇所を図示**してください。
 - 消防署長、市区町村長、警察署長等関係官署が発行する**罹災証明書**等の証明書類(コピー可)
 - 火災の場合…消防署長
 - 大規模自然災害、地震の場合…市区町村長(ただし、建物被害がなく、動産被害のみの場合は不要)
 - 自宅への車両の衝突(当て逃げ)の場合…警察署長(事故証明は自動車安全運転センターが発行)
 - 台風、風水害等の場合…新聞記事の切抜き
 - 落雷の場合…気象庁のホームページ上の罹災日のデータをプリントしたもの、新聞記事の切抜き等
- 5 請求額が300万円以上の場合には、登記簿謄本又は固定資産税納税通知書(所有者が確認できる箇所)の写し
- 6 請求者と所有者が異なる場合には、所有者の委任状及び印鑑登録証明書
- 7 他の火災保険(共済)契約がある場合には、その保険証券(共済証書)の写し

損害鑑定人による調査

時間の経過により損害と火災・災害等の共済事故との因果関係が不明瞭な場合や、経年劣化との判別が難しい場合等においては、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し、損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。
損害鑑定人による立会調査を行うのは、公平・公正な支払審査を行うためですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

重要 警生協からのお願い

警生協は、警察職員による警察職員の生活の向上のために設立した非営利の職域生協です。組合員の皆様に少しでも低廉な掛金で火災・災害共済をご利用いただけるよう事務経費(人件費、広告伝費等)をギリギリまでしぼり、また、大規模災害時等に現地調査員を投入することもなく、共済金のご請求時の審査は、主として組合員の皆様からご提出いただいた書面等で行っております。
組合員の皆様には、このことをご賢察の上、共済事故が発生した場合は、できる限り早くご連絡を頂くとともに、損害状況を示す写真等、共済事故(罹災)と損害との因果関係を示す書類、損害率を算定するために不可欠な見積書、請求書、領収書等の書類を、必ずご提供いただきますようご協力をお願いいたします。

新長期生命80、終身生命、財形年金の請求に必要な書類

都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者に連絡し、ご自身の契約内容や支払条件をご確認の上、以下の請求に必要な書類を警生協支部に送付してください。

支払事由	必要書類	新長期生命80	終身生命	財形年金
入院されたとき	所定の請求書 医師の診断書(注1) 診療状況申告書等(注2)	入院共済金	—	—
死亡されたとき	所定の請求書 医師の死亡診断書又は 死体検案書 戸籍謄本又は抄本(注3,注4)	死亡共済金 (B型) 死亡給付金	死亡共済金	(死亡給付金) (注6) 未払年金
(災害で)重度障害 にられたとき	所定の請求書 医師の診断書 (所定の様式)(注5)	重度障害共済金 (B型)	重度障害共済金	(重度障害給付金) (注6) (災害重度障害共済金) (注6)
契約者が70歳に なった日の直後の 契約応当日に生存 しているとき	所定の請求書(注7)	生存共済金 (B型)	—	—
契約者が70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳に 達したとき	所定の請求書(注7)	—	長寿祝金共済金 (2型)	—

注1 診断書については、**患者名、入院期間、傷病名、病院名、医師のサイン又は押印があり、退院日以降に発行されたもの**となります。診断書記載内容に不明な点がある場合は、再度診断書を提出して頂くか、病院に照会をさせていただきます。また、診断書に代えて「診療状況申告書」と「入院期間の分かる領収証」(コピー可)で請求できる場合があります。

注2 ケガが原因で入院した場合は、診療状況申告書等ケガの状況が分かる書類が必要です。

注3 受取人が、死亡した被共済者の除籍された戸籍謄本に記載されていない場合は、受取人の戸籍謄本が必要です。

注4 **指定受取人を法定相続人としていた場合又は指定受取人が既に死亡していた場合は、被共済者の法定相続人又は死亡した指定受取人の法定相続人に共済金等を支払うこととなりますが、その人数や生存を確認するため、被共済者又は死亡した指定受取人の改製原戸籍が別途必要**となります。

また、**受取人となる方が複数人いる場合には、代表受取人選定届に加え、各人の戸籍謄本、印鑑証明書が必要**です。

注5 災害重度障害共済金の請求時は、災害が原因で重度障害にられたことを証明する書類が必要です。

注6 据置中のみの財形年金の保障です。

注7 **所定の請求書は、ご連絡をいただくことなく、警生協事務局から当該時期に送付いたします。**

- **ご契約者に請求意思能力がない場合は、代理請求制度を利用することができます。**その際は、代理請求人全員が規約に定められた範囲及び順位であることが確認できる戸籍謄本が必要です。ただし、配偶者が請求する場合は、戸籍謄本に代えて住民票(マイナンバーの記載がないもの)で代用することができます。
- **指定受取人に請求意思能力がない場合は、成年後見人制度を利用することができます。**家庭裁判所に指定受取人の成年後見人を申し立て、その成年後見人が共済金の請求を行うこととなります。
- **医師の診断書、死体検案書、領収証はコピーでも結構**です。

入院共済金請求時に提出が必要な添付書類

傷病区分	新規・増口 増額契約 からの 契約期間	継続入院 日数	提出が必要な添付書類
悪性腫瘍	2年以内	全入院	医師の診断書
		30日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
	2年超	31日以上	医師の診断書
異常分娩	契約期間にかかわらず 全入院		医師の診断書
上記以外 の病気	2年以内	10日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		11日以上	医師の診断書
	2年超	30日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		31日以上	医師の診断書
ケガ	契約期間に かかわらず 全入院	30日以内	医師の診断書+診療状況申告書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		31日以上	医師の診断書+診療状況申告書

- 異常分娩とは、切迫流産、妊娠悪阻、妊娠高血圧及び帝王切開などをいいます。
- **診断書については、患者名、入院期間、傷病名、病院名、医師のサイン又は押印があり、退院日以降に発行されたもの**となります。診断書記載内容に不明な点がある場合は、再度診断書を提出して頂くか、病院に照会をさせていただきます。
- 上記にかかわらず、組合が必要と認めた場合には医師の診断書を提出していただくことがあります。
- **領収証については、患者名、入院期間、保険適用の有無、病院名、領収印があるもの**となります。
- **医師の診断書、領収証はコピーでも結構**です。

共済金等の請求者と受取人

■ 火災・災害共済金等の場合

共済金の受取人は、原則として組合員、配偶者及び2親等以内の親族となります。

- 建物の所有者が共済契約者(組合員)の場合は、共済契約者が請求してください。
- 建物の所有者が共済契約者(組合員)以外の場合は、建物の所有者が請求してください。
- ※ 建物の所有者が共済契約者(組合員)以外の場合で、共済契約者(組合員)が請求する際は、所有者の委任状と印鑑証明書を添えて請求してください。
- ※ 共済契約者の死亡後、同一生計の親族の方が当該契約の満了まで引き続き共済契約を承継された場合の請求者と受取人は、その承継された方です。

■ 上記以外の共済金等の場合

● 共済契約者が請求者かつ受取人となる場合 注1

- 新長期生命80、終身生命共済の「**重度障害共済金**」
- 新長期生命80の「**入院共済金**」
- 新長期生命80の「**生存共済金**」
- 終身生命共済の「**長寿祝金共済金**」
- 財形年金共済の「**年金**」
- 財形年金共済の「**災害重度障害共済金**」、「**重度障害給付金**」

● 指定受取人が請求者かつ受取人となる場合 注2

- 新長期生命80、終身生命共済の「**死亡共済金**」
- 新長期生命80、財形年金共済の「**死亡給付金**」
- 財形年金共済の「**未払年金**」

注1 共済契約者の死亡により共済金を受け取ることができない場合は、指定受取人が受取人となります。

注2 指定受取人が既に死亡している場合は、指定受取人の法定相続人が死亡共済金等の受取人となります。

■ 指定受取人の変更

- 指定受取人の変更は、被共済者の死亡する前に、契約者ご自身が記入し、警生協への届出が必要です。また、契約者に意思能力がない場合の変更はできません。
- 配偶者死亡時の指定受取人を変更する場合は、被共済者である**配偶者の同意**が必要です。
- **遺言**により指定受取人を変更することはできません。
- 各共済事業の指定受取人はいつでも変更可能です。「改姓届兼受取人変更届」を提出してください。

代理請求制度

- **代理請求制度とは**、共済契約者が事故や病気で意思表示が困難な状態となり、入院共済金や重度障害共済金等の請求を行うことができない場合に、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹のいずれかがこの順番で代理請求人となって、共済金等を請求できる制度です。
- **代理請求制度を利用する場合は**、共済契約者の請求意思能力の有無の記載がある**診断書**(コピー可)、同順位の代理請求人が複数人いるときは、その全員が規約の範囲及び順位であることが確認できる**戸籍謄本及び代表代理請求人選定届**が必要です。
ただし、**配偶者が代理請求する場合**については、戸籍謄本に代えて住民票(マイナンバーの記載がないもの)で代用することができます。

代理請求人の指定

代理請求人を予め指定しておくことで、請求時に戸籍謄本などの提出が不要となります。

■ 火災・災害共済 [代理請求人の指定は不可]

被共済者が共済金を請求することができない事情があり、かつ法定代理人がいない場合は、被共済者の代理人として、次の範囲及び順位の方が共済金を請求することができます。

- 1 被共済者と同居又は生計を一にする配偶者
- 2 被共済者と同居又は生計を一にする3親等以内の親族
- 3 上記1に該当しない配偶者又は上記2に該当しない3親等以内の親族

■ 新長期生命80、終身生命共済、財形年金共済 [代理請求人の指定が可能]

共済契約者が意思表示が困難な状態等となり、入院共済金や重度障害共済金等の請求を行うことが困難な場合には、共済契約者に代わって、下記の範囲及び順位の方が共済金等の請求をすることができます。

なお、代理請求人を下記の範囲で、指定若しくは変更するとき、又はこの制度を利用しないこととするときは、「共済金等の代理請求人の指定・変更届」の提出が必要ですので、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ連絡してください。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母(養父母、実父母)
- 4 兄弟姉妹

代理請求時の留意点

- 代理請求人が共済金等の請求を行う場合は、請求時においても上記代理請求人の範囲内の者であることが必要です。
- 共済契約者に故意に共済金等の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできません。
- 代理請求人に共済金等をお支払した場合は、その後、その共済金等の請求を受けても、重複してのお支払はいたしません。
- 共済金等の振込先は、原則として共済契約者の口座です。

警生協からのお願い

- 指定受取人が死亡した場合は、速やかに再指定をしてください。
- 代理請求人を指定されていない方は、代理請求人を指定されることをお勧めします。
代理請求人の指定又は既に指定している代理請求人の情報に変更がある場合は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にご相談ください。

● その他のお知らせ

退職後のご案内スケジュール

4月	新火災共済掛金の預金口座振替依頼書の提出依頼
8月	広報誌「きずな」送付(決算のご報告その他警生協からのお知らせ)、新火災共済引受通知書
9月	新長期生命80及び終身生命の「契約内容のお知らせ」の通知、新火災共済預り金残高通知書

保険料控除証明書の発行について

- 発行時期 原則として、退職された年の10月に発行します。10月～12月にご退職の方には、別途追加で送付します。

共済名	発行の有無	備考
生命・傷病共済	○	
新長期生命80	○	退職時一時払掛金の控除は、払込みをした年のみ対象となるため、翌年以降の証明書の発行はありません。
終身生命共済	○	
警生協年金「ゆとり」	○	日本生命から発行いたします。
新火災共済	×	地震保険料控除の対象とはなっていません。

※ 上記証明書は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

共済金等の税制上の取扱いについて

- 生存共済金、長寿祝金共済金、保障開始時の清算金及び解約返戻金にかかる税金

被共済者(注1)	共済金の受取人	税の種類	備考
共済契約者及びその配偶者	共済契約者	所得税(一時所得)	差益(収入金額と必要経費の差)から50万円を控除し、残額があれば、その1/2を他の所得と合算して課税されます。

- 死亡共済金にかかる税金

被共済者(注1)	共済金等の受取人	税の種類	備考
共済契約者	法定相続人(注2)	相続税	他の保険と合わせて、法定相続人の人数×500万円の非課税枠があります。
	法定相続人以外の者	相続税(遺贈)	法定相続人以外の方が、共済契約者から共済金を遺贈されたものとみなします。相続税の対象ですが、非課税枠の適用はありません。
配偶者	共済契約者	所得税(一時所得)	差益(収入金額と必要経費の差)から50万円を控除し、残額があれば、その1/2を他の所得と合算して課税されます。
	共済契約者以外の者	贈与税	共済金(その他の贈与財産がある場合は合算します)から110万円を控除した額に贈与税が課税されます。

注1 被共済者とは、共済契約の保障の対象となる人をいいます。

注2 法定相続人とは、配偶者、子、父母など被相続人が亡くなったときに、法律で規定された相続する権利がある人をいいます。

- 警生協年金「ゆとり」にかかる税金

被保険者	年金の受取人	税の種類	備考
加入者	加入者	所得税(雑所得)	日本生命から「年金支払証明書」が発送されます。

※ 財形年金共済は非課税で、確定申告の必要はありませんので、証明書等の発行はしていません。

※ 火災共済金、災害共済金、地震等災害見舞金、入院共済金、重度障害共済金及び重度障害給付金は非課税です。ただし、確定申告時に所得控除を受ける場合は、控除額を計算する際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。個別の税務取扱い等については、税務署へお尋ねください。

(平成29年10月現在の関係法令・税制で記載しており、今後変更される可能性があります。)

重要

ご連絡ください!

下記の事案が発生した際は、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へご連絡ください。

火災・災害共済にご契約の方

◎ 次に該当する場合は、できるだけ早く都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者まで電話連絡(通知)をした上で、所定の手続をとってください。通知及び所定の手続を怠りますと、罹災した際に共済金等を削減する場合や、お支払ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 1 火災や災害の事故が発生し、損害が生じたとき
- 2 告知事項(建物所有者、居住者、他の火災保険の契約有無)の変更
- 3 建物の用途変更(自宅を貸家や店舗にした場合等)、建物の構造変更、増築、解体、譲渡
- 4 建物の住居表示の変更、動産の所在地変更※1
- 5 動産のみの契約をしている方で、家屋を新築(購入)予定で、新規契約を希望するとき
- 6 転居による住所変更及び転居に伴う増口・減口・解約
- 7 共済契約者又は承継者の死亡
- 8 今まで居住していた建物を30日以上継続して空家又は無人とするとき ※2
- 9 解約するとき

※1 動産の所在地を変更(町名等変更を含みます。)したときは、「動産移動届」の提出が必要です。

※2 空家は契約できません。ただし、下表の理由による場合は、空家となる期間中、契約者又は親族等の方が月1回以上建物の維持管理を行う旨を約した申立書を提出することを条件に契約を継続することが可能です。

	空家等となる理由	継続可能期間
1	旅行、ロングステイ	1年以内
2	長期の入院、介護施設等への入所	
3	家屋を取得し居住予定であったが、上記1、2の理由により居住できなくなった	

新長期生命80・終身生命共済、財形年金共済にご契約の方

- 被共済者が死亡したとき
- 死亡共済金等の指定受取人を変更したい
- 指定受取人が死亡したので、変更したい
- 転居をしたので、住所を変更したい
- 結婚、離婚をしたので、改姓をしたい。また、指定受取人を変更したい

【財形年金共済にご契約の方】

- 財形年金の振込先口座を変更したい